

五十四 第61条《農業協同組合等の留保所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(配当以外の剰余金の処分により支出される金額で当該事業年度の所得の金額に係るもの)</p> <p>61-9</p> <p>.....措置法第58条の3.....措置法第65条の2第1項、第2項若しくは第7項.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>(配当以外の剰余金の処分により支出される金額で当該事業年度の所得の金額に係るもの)</p> <p>61-9</p> <p>.....同法第58条の3.....同法第65条の2第1項、第2項若しくは第7項.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

五十五 第61条の2《農用地利用集積準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(適格合併により引継ぎを受けた農用地利用集積準備金の取崩し)</u></p> <p>61の2-4 <u>適格合併により引継ぎを受けた農用地利用集積準備金(連結事業年度において積み立てた農用地利用集積準備金を含む。以下同じ。)</u>の措置法第61条の2第2項の規定による取崩しについては、55-7の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p><u>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</u></p> <p>61の2-5 <u>農用地利用集積準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p><u>(特定都市鉄道整備準備金等の取扱いの準用)</u></p> <p>61の2-4 <u>措置法第61条の2の規定による農用地利用集積準備金の積立額の損金算入等及び適格合併により引継ぎを受けた農用地利用集積準備金の措置法第61条の2第2項の規定による取崩しについては、56-3及び56-4並びに55-7の2に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>